

農業委員会だより

●発行 令和6年3月31日
 ●企画・編集 大和市農業委員会
 〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号
 電話 046(260)5137

農家戸数/353戸
 農地面積/187.66ha
 (令和6年1月1日現在)



(梨の摘果の様子・大和市福田)



大和の農業の未来に向けて

大和市農業委員長 柏木 明

春陽の候、皆様方におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、農業委員会の活動に対しましてご理解ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。また、年明けに発生した能登半島地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

長引くウクライナ情勢や円安の進行もあいまって、飼料、肥料、燃油等の農業資材の価格高騰は、私たちの農業経営に大きな影響を及ぼしています。

また、農業者の高齢化や担い手・後継者不足、これらに起因する農地の減少や遊休化など、本市農業においても将来が憂慮される状況が見受けられます。

このような状況の中、農業委員会では、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の促進といった「農地利用の最適化」に取り組んでいます。

皆様にご協力をいただいております農地パトロールにつきましては、今年度も2回実施し、遊休農地の発生防止や解消に努めてまいりました。

また、昨年11月には、市長に対して「令和6年度大和市農業施策に関する意見書」を提出いたしました。生産の場としての農地利用を図るため、特産品の開発や発掘、栽培から収穫後の販路を支援するなど総合的な施策に取り組むとともに、農業に対し意欲ある担い手の育成や確保、新鮮で安全な農産物を安定的に市民へ供給できる地産地消の推進、生産資材等の価格上昇への対策等について、市長に説明を行い提言いたしました。

今後も地域や関係機関の方々のご協力のもと、本市農業が持続的に発展できる環境づくりに取り組んでまいりますので、より一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

主な内容

会長あいさつ	①	相続税納税猶予を受けていても農地を貸すことができます…	③
農業委員会活動報告	②	農地中間管理事業	④
農地の適正管理を心がけましょう	③	知って得する農業者年金	④

農業委員会活動報告 (令和5年1月～12月)

農業委員会では毎月総会を開催し、農地の売買や貸借、および農地の転用に関する農地法等の許可申請について審査を行っています。

また、今年度も農地パトロール月間である8月及び10月に市内農地のパトロールを実施し、遊休農地や違反転用農地などの早期発見に努めるとともに、農地の貸し借りの相談・助言や情報収集、

新規就農者への貸付け後のサポートなど、様々な活動を展開しました。

昨年11月21日には、農業者の利益拡大と大和市の農業の振興を推進するため、「令和6年度大和市農業施策に関する意見書」を大和市長に提出しました。



農地パトロールの様子



「令和6年度大和市農業施策に関する意見書」を市長に提出

総会における審議内容

主な審議案件	関係法令等取扱い区分	件数
耕作目的の権利移転・賃借権設定	農地法(3条許可)	4
相続に伴う権利取得	農地法(3条の3届出)	18
調整区域内農地の転用(一時転用を含む)	農地法(4条・5条許可)	11
市街化区域内農地の転用	農地法(4条・5条届出)	111
農地利用の増進	農業経営基盤強化促進法ほか	28
諸証明	租税特別措置法施行規則ほか	20
その他	農業委員会等に関する法律施行令	5

お知らせ

毎月、農業委員会総会を開催しています。

- 市街化区域の農地転用 **届出制** は随時受付しています。
- 市街化調整区域の農地転用 **許可制** 申請の受付は毎月10日前後が期限です。

神奈川県内の許可までに通常**2か月程度**かかります

余裕を持って
手続きしてください。



農地を相続したときは届出を!

農地を相続したときは、農業委員会へ届出が必要です。

また、農業委員会では、相続した方が地元を離れて、自分では手入れができない場合など、農地の管理についてのご相談や、借り手を探すなどのお手伝いをしています。

相続などによる農地の権利取得を農業委員会が把握することで、農地の有効利用に役立っています。

相続登記の申請が義務化されます

義務化施行日(令和6年4月1日)前に発生した相続も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。 https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html

農地の適正管理を心がけましょう

農地を適切に管理しないと雑草が繁茂し、病虫害の発生や種子の飛散により周辺農地へ悪い影響を与え、さらには火災や防犯上の危険も懸念されます。また、農地を一度荒廃させてしまうと、良好な状態に戻すために多くの時間と労力を要します。遊休農地の発生防止に、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

農地造成については注意してください

「農地を造成してあげる」「一時的に農地を貸してほしい」などの話を持ち掛けられたら、安易に契約や承諾をせず、地元の農業委員または、農業委員会事務局にご相談ください。

産業廃棄物などを埋めて盛土され、そのまま逃げたままケースもあり、その場合は所有者が多額な費用をかけて是正することにもなりかねません。

ご相談は…

農業委員会事務局 電話 046-260-5137
または 各地区農業委員まで

耕作できなくなった場合は貸すことを検討してください

後継者がいないなど農地の維持管理にお困りの方は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定(期限付き農地貸借制度)などを活用し、意欲ある農業者に貸付けることができます。農地法による許可もいらず、期限がくれば確実に返還されます。農地のあっせんを行っていますのでご相談ください。

また、令和5年12月末現在の農家同士の貸し借り面積は以下のとおりです。

- 市街化調整区域の貸付け農地 …… 87,210.57㎡
(対前年+9,163.85㎡)
- 市街化区域の貸付け生産緑地 …… 6,679㎡
(対前年+3,699㎡)

相続税納税猶予を受けていても農地を貸すことができます

市街化調整区域内の農地については農業経営基盤強化促進法や農地中間管理事業、市街化区域内の生産緑地については都市農地貸借法など、これらの仕組みに基づいて農地を貸し付ける場合には、相続税納税猶予は打ち切られることなく継続します。

市農政課・農業委員会では農家同士の農地の貸し借りのマッチングを行っています。貸付け希望の方はご相談ください。

※ただし、平成21年12月14日以前に納税猶予の適用を受けている農地は、相続税の申告期限から20年間の営農継続で猶予税額が免除されますが、上記の仕組みによって貸すと、農地としての利用を終身継続する必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

Q 相続税の納税猶予制度とは何ですか？

A 農地を相続した人がその農地で農業を終身で継続することを条件に、農地にかかる相続税の一部の納税を猶予する特例です。

Q 生産緑地で相続税納税猶予を受けていますが、貸し出すことはできますか？

A 一定の条件を満たして市に届け出れば貸し出すことができます。農家に貸す場合も市民農園にする場合も、市へ事業計画等を届け出て農業委員会からの計画承認を受ける必要があります。

農政活動協力金の募金について

昨年12月にご協力いただいた「一般社団法人神奈川県農業会議農政活動協力金」の募金は、1月末に取りまとめを完了し、合計で89,200円となりました。

お寄せいただいたご厚志は、一般社団法人神奈川県農業会議において、農家の皆様が安心して農業経営を継続できるように様々な農政活動に活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。



農地中間管理事業

農地を「借りたい人」・「貸したい人」を募集しています!!

農地の規模を拡大したい人や、農業に新規参入する人に農地をお貸しします。
また、農地を貸したい人もあわせて募集しています。

※対象：市街化区域以外の農地(令和6年4月1日以降)

農地を借りたい人

令和6年度の農地借受希望者を募集しています。

募集期間 通年で応募を受け付けています。

募集区域 県内32市町村
神奈川県農業会議ホームページの「農地借受希望者募集区域一覧表」をご覧ください。

農地を貸したい人

随時、募集を行っています。

神奈川県農業会議に「貸付希望申出書」を提出してください。
貸付け希望農地の状況について、確認させていただきます。
※確認の結果、借りられない農地もあります。

詳細につきましては、神奈川県農業会議のホームページをご覧ください。

神奈川県農業会議

検索



【農地中間管理機構】公益社団法人 神奈川県農業会議

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 TEL 045-651-1703 FAX 045-651-1760
ホームページ：https://www.k-nk.or.jp E-Mail：jimukyoku@k-nk.or.jp



知って得する 農業者年金

Q: 安心できる老後生活への備えには何が大切ですか？

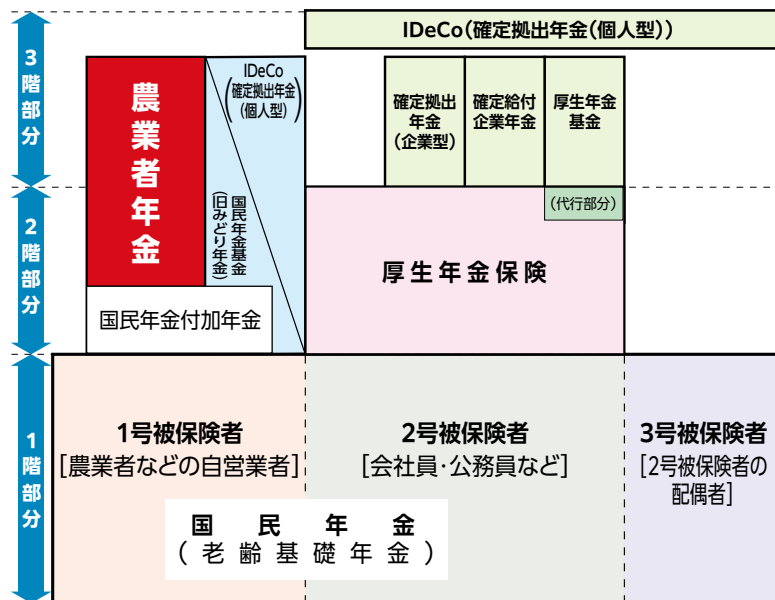
A: 生活の糧として必要な収入を終身年金で確保することが最適です！

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が20年(85歳)、女性が25年(90歳)です。この長い老後生活に備えるためには、生きている間、必ず決まった時期に決まった金額が受け取れる終身年金への加入が最適な方法です。

高齢農家の家計費は夫婦お二人で月額約23万円に及ぶというデータがあり、この場合、農業者の方が国民年金を満額受給(夫婦お二人で約13万円)できたとしても、月額約10万円が不足することになります。

農業者の方にはこのような不足額を補うために農業者年金制度が用意されていますので、国民年金の上乗せ年金として終身受給できる**農業者年金**に是非ご加入ください。

老後生活を支える公的年金制度



※公的年金が2階建てであることを分かりやすくするため、一部情報を簡略化しています。

農業者年金には、60歳未満の国民年金第1号被保険者又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者で、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

農業者年金に関するご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
相談員電話：03(3502)3199 <https://www.nounen.go.jp/>